

「定額減税しきれないと見込まれる方」への 給付金（「調整給付金」）のご案内

調整給付金とは

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては**、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「**調整給付金**」が支給されます。

支給対象者

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方

支給金額（例）

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

- 支給金額の具体例は、以下のとおりです。

＜例1＞一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合
⇒ ・所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
・定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。

＜例2＞納税義務者本人が妻と子供2人を扶養している場合
（納税義務者本人の税額：所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前））^{（注1）}
⇒ ・所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。
・定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。

（注1）所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

給付金の支給手続き

- ・対象者には市から「支給のお知らせ」（申請不要）又は確認書（要返送）をお送りします。
- ・お手元に確認書がある方は、オンラインにて確認書の提出を行うことも可能です。

申請期限延長：令和6年11月8日（金）※必着

！ 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

- 給付金の受け取りに関すること（申請方法など） 沖縄市役所 5階 給付金担当 098-929-3011
- 個人住民税に関すること（所得、課税等はお電話で回答できません）
総務部市民税課 市民税係 098-939-1212（内線3252～3255）
※給付金担当及び市民税係受付時間：午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

詳細は「はなび」

